

浦安市とイオン株式会社との包括連携協定書第2条第1項第7号に関する確認書(案)

浦安市（以下「甲」という。）と、イオン株式会社（以下「乙」という。）が平成27年12月1日に締結した「浦安市とイオン株式会社との包括連携協定書」（以下「包括協定書」という。）第2条第1項第7号の規定に基づく災害対策について、物資供給に関する運用を円滑に実施するため、包括協定書の解釈、運用、文言の明確化について相互の共通の理解を次のとおり確認する。

（目的）

第1条 この確認書は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、または発生する恐れがある場合において、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続き等について定め、もって、災害応急対策及び災害復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

（物資協力要請）

第2条 甲は災害時における応急処置のため、緊急に物資等を調達する必要があると認めるときは、乙の保有する物資等の供給を要請できるものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、保有または調達可能な物資について速やかに対応する。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に要請する物資等は、次の各号に掲げるもののうち、乙が保有または調達可能な物資とする。

- （1） 食料品及び生活必需品
- （2） その他、甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 甲が前条に掲げる物資の供給を受けようとする時は、出荷要請書をもって乙に要請するものとする。但し、緊急を要するときは、口頭でもって申し出を行い、事後に出荷要請書を提出するものとする。

（物資の引渡し）

第5条 物資の運搬は、甲の指定する場所に、乙において搬送するものとし、甲は職員を派遣し、調達物資を確認のうえ、これを引き取るものとする。

- 2 甲は、物資を確認後、速やかに出荷確認書を乙に提出するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が、供給した物資の価格及び物資の運搬を行ったときに要する費用は、甲が負担するものとする。

- 2 甲は前項に基づく請求があったときには、乙に対し30日以内に代金を支払うものとする。

(物資の価格)

第7条 物資の価格は、災害が発生する直前における適正な価格とする。

(避難場所等の提供)

第8条 乙は災害時において、乙が所有または管理する駐車場を、一時避難場所として提供するものとする。

(改正又は廃止)

第9条 この確認書の改正又は廃止は、甲又は乙が文書をもって1ヶ月前以前に相手側に通知をしない限り、その効力を持続するものとする。

(協議)

第10条 この確認書の解釈に疑義を生じた場合及びこの確認書に定めのない事項については、その都度、甲乙、協議して定めるものとする。

この確認書の成立を証するため本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年8月1日

甲：千葉県浦安市猫実一丁目1番1号
浦安市
浦安市長 松 崎 秀 樹 ㊟

乙：神奈川県横浜市神奈川区富家町1-1
イオンリテールストア株式会社
南関東カンパニー
管理部長 楯 昌 樹 ㊟